

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和31年4月1日、資格喪失日は同年7月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和31年7月1日から34年5月25日まで
③ 昭和35年9月1日から同年11月25日まで

申立期間①及び②については、それぞれA社、B社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、昭和34年9月から35年11月までの間、C社及びD社で、勤務場所も変わらずに継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③における加入記録が無い。

しかし、私は、各申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、昭和31年4月1日から同年7月1日までの3か月間について、申立人の性別とは異なり、また、申立人の戸籍上の氏名とは一部が異なるものの、申立人が当時使っていたとする変名で、かつ、申立人と同一日の生年月日となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる。

また、この変名が使われている厚生年金保険被保険者台帳でも、申立期間①におけるA社に係る被保険者資格記録が確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立事業所における元事業主及び元同僚3人が、前述の当該事業所に係る被保険者名簿において被保険者資格記録を有することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の当該記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、前述の被保険者台帳等の記録から6,000円とすることが必要である。

申立期間②については、オンライン記録では、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

なお、申立人は、申立事業所の事業内容は飲食業であると供述しているところ、当該事業所は、厚生年金保険法上、サービス業であったため任意適用の事業所であった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立事業所における元事業主及び元同僚の氏名を覚えておらず、申立てに関する供述等を得られない。

申立期間③については、申立人は、昭和34年9月からC社及びD社に継続して勤務していたと供述しているところ、両事業所は、それぞれ申立期間③直前の35年9月1日付け、38年9月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、後者の事業所の元事業主と連絡が取れないことなどから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、C社及びD社に係る事業所別被保険者名簿のいずれにも記載されている申立期間③当時の元同僚のうち、連絡の取れた2人は、申立人と一緒に勤務していたことがあるとするのみであるとともに、後者の事業所に係る被保険者名簿に記載されている当該期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた3人は、申立人の氏名を覚えていないとするのみであり、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られない。

さらに、D社に係る前述の被保険者名簿では、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月1日から同年7月1日まで

私は、平成19年4月から同年6月までの3か月間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成19年6月末日まで間違いなく勤務し、また、申立事業所からもらった私の賃金台帳でも、厚生年金保険料3か月分が控除されている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立事業所に係る被保険者資格記録は、平成19年4月1日から、申立期間直前の同年6月1日までの間となっていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録、出勤簿等では、申立人が平成19年4月1日から同年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所が保管している申立人に関する賃金台帳では、申立人が、申立期間を含むこととなる平成19年4月から同年6月までの3か月間、厚生年金保険料を毎月控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳上の平成19年6月分の保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、管轄年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、及びA社が保管している健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書では、申立事業所が申立人の資格喪失日をオンライン記録のとおり、平成19年6月1日付けとして届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 14 年 3 月まで

平成 5 年 8 月の水害で家の 1 階部分が水没してしまい、店の商品や書類などは全て廃棄するしかなかった。このため、証拠となる書類は無いが、市役所の国民年金係で納付書をもらい、きちんと納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、市の国民年金被保険者名簿に申立人が当該期間の国民年金保険料を納付した記録が無い上、当該期間の前後の期間において申請免除となっていることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、その直前の期間が申請免除となっている上、未納期間が 168 か月（延べ 14 年間）と長期間であることから、長期間事務処理誤りがあったものとは考え難い。

さらに、申立期間②の一部を含む平成 9 年 4 月から 22 年 4 月までの期間について、申立人は「不在者」として管理されていたこと、及びその妻についても申立人と同様に 9 年 4 月から 14 年 7 月まで「不在者」として管理されていたことを踏まえると、この間、申立人に対して納付書が発行されていたものとは考え難く、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

国民年金制度が発足した当時、集金人に勧められて、国民年金に加入した。毎月の保険料100円は負担が大きかったが、まさか国がだますようなことをするとは思わず、信用して集金人に保険料を納付した。当時は毎月1,500円から2,000円の収入があり、途中で納付をやめるようなことはしていないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚後に転居した地区の集金人に毎月、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が当該地区に転居した時期は、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間後の昭和39年10月15日（申立人の改姓も同日）であったことが確認できることから、婚姻後しばらくたったこの頃に、国民年金の住所変更と氏名変更の手続を行ったものと推認でき、当該手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで
18歳の頃から自宅に来る集金人に「20歳になったら年金に加入しないといけない。」と言われていたので、20歳になってすぐに国民年金に加入し、保険料を納付していたのに、後日、4年間も未納期間があると聞き驚いた。領収書は手元に残っていないが、間違いなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月28日に市に払い出され、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に「得喪年月日 45. *. *」、「理由 20 才」、「処理年月日 50. 10. 29」の記載が確認できることから、申立人は50年10月29日に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月の国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複して納付していたものと認められる。ただし、申立期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月

私は、市役所の国民年金係で臨時職員として勤務していた昭和47年3月に、同係長から、20歳に到達しているので国民年金に加入しなければならないとの説明と「保険料納付は4月からでもいいのでは。」との助言を受け、早速加入手続を行った。翌月の4月下旬から別の会社に勤務したが、月の途中で厚生年金保険に加入できるとは知らなかったため、同月分の国民年金保険料は納付しなければならないと思い、市の集金人に勤務先に来てもらい、納付したことや、集金人と「保険料は1か月分だけで終わりだね。」と会話したことを覚えている。

昭和47年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同月分の国民年金保険料は間違いなく納付しているため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月17日に市に払い出されていることが確認できることから、申立人は、当時、臨時職員として3月まで勤務していた市役所の国民年金係長から、「国民年金保険料は4月からでもいいのではないか。」との助言を受けて国民年金の加入手続を行ったことや、4月下旬頃、勤務先に来た集金人と「保険料は1か月分だけで終わりだね。」と会話したこと等を詳細に記憶しており、申立内容に不自然さは見られない。

また、市の国民年金被保険者名簿には、「47.5.1 資格喪失」をうかがわせる記載が見られることから、申立期間当時は国民年金の被保険者期間であったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 50 年 4 月に他県から引っ越してきた際に、妻が市役所に国民年金の加入手続に行った。それからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、ねんきん定期便によると私の分だけ未納となっている。何回か引っ越したため、領収書は無いが、間違いなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月 3 日に市に払い出され、同年同月 19 日に国民年金の加入手続を行い、20 歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが市の国民年金被保険者名簿により確認できるところ、当該加入手続時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の妻の国民年金の加入手続日（昭和 50 年 10 月 25 日）とも異なっている。

また、申立期間②について、当該期間直後の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの 1 年 3 か月分の国民年金保険料を 61 年 4 月 18 日に金融機関で過年度納付したことが領収済通知書により確認でき、当該過年度納付した時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人の妻は、申立期間②を含む 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 60 年 2 月 16 日に金融機関で過年度納付したことが領

収済通知書で確認できるものの、申立人については、その納付を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年8月31日まで
② 昭和21年10月10日から23年1月1日まで

退職後しばらくして結婚したが、その間、会社から連絡や通知をもらったことは一度も無かった。

社会保険事務所(当時)で脱退手当金が支給されていると言われたが、一緒に勤務していた姉は年金として受給しており、私は脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和23年6月10日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年1月1日の前後の22年9月から23年7月までの期間(脱退手当金の支給要件が同一の期間)に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立事業所に6か月以上勤務した女性被保険者10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む6人に資格喪失日から7か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた姉が、脱退手当金を受給していないことを根拠に挙げているが、オンライン記録によると、申立人の姉は、申立人と退職時期が異なる上、脱退手当金の支給要件も異なっており、脱退手当金の受給の有無を同一視することはできない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から 34 年 9 月 11 日まで
② 昭和 34 年 9 月 22 日から 37 年 4 月 25 日まで

私はこれまで数回、年金事務所等に問い合わせているが、申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給されている記録となっているとのことである。

しかし、私はA社を退職後すぐに結婚し、住所地も変わっていたと思うので、昭和 37 年 6 月 28 日に支払われたとする脱退手当金を請求する時間などは無かったし、受け取った記憶も無い。

両申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 6 月 28 日に支給決定されているとともに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、両申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 人のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 37 年 4 月 25 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、このうちの 6 人（申立人を除く。）について脱退手当金が支給済みとなっている上、この全員が各々の資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、その委任に基づき事業主による代

理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 5 年 9 月から 8 年 9 月までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成 8 年 9 月 30 日まで申立事業所に勤務し、次の B 社には翌日の同年 10 月 1 日に入社したことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人の A 社における離職日は、申立期間直前の平成 8 年 9 月 29 日付けとなっていることが確認できる。

また、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（通知日は平成 8 年 10 月 14 日）では、当該事業所がオンライン記録のとおり、申立人の資格喪失日を平成 8 年 9 月 30 日として届け出ており、備考欄には「9 月 29 日退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立事業所では、申立人に関する平成 8 年 9 月に係る給与台帳を保管しているが、申立期間に当たる同年 9 月分の厚生年金保険料は、届出のとおり、控除していない旨回答している。

なお、B 社が保管している申立人に係る人事記録では、申立人の同社における入社日は、平成 8 年 10 月 1 日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私が A 社から実際に受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

しかし、私は申立期間当時、申立事業所の事務長で、また、社会保険・給与事務の唯一の担当者でもあったが、私の標準報酬月額を実際の給与額に比べ低くなるように届け出た覚えは無い。

申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月から 62 年 12 月までの期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が保管している昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票では、その「社会保険料等の金額」欄及び「配偶者特別控除の額」欄の金額が不鮮明であることから、当該期間の厚生年金保険料の控除額を推認するまでには至らない。

さらに、申立事業所は、平成 6 年 1 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライ

ン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 31 日から 6 年 7 月 1 日まで

私は平成 7 年 3 月までの間、A社で継続して勤務していたところ、当該事業所が倒産し厚生年金保険の適用事業所ではなくなった。この際、社会保険料の多額の滞納があったため、管轄社会保険事務所（当時）から、私を含めた従業員 58 人全員の厚生年金保険の資格を遡って取り消したいとの要請があり、行方不明であった代表取締役にと代わり、営業部長であった私の責任でこれに応じた。

その後、社会保険事務所から計算誤りがあった旨連絡があり、私一人がさらに申立期間の加入記録を遡って取り消され、現在に至っている。

しかし、後から取り消された保険料は返還されていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立事業所における資格喪失日が、当初、平成 6 年 10 月 31 日と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所ではなくなった日（平成 7 年 3 月 31 日）の後の 7 年 5 月 1 日付けで、遡って 5 年 3 月 31 日に訂正され、再び 7 年 6 月 7 日付けで、5 年 5 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が平成 3 年 10 月 23 日から 5 年 12 月 9 日までの間に申立事業所の取締役となっており、前述した遡及訂正処理の時点では役員ではなかったことが確認できるものの、当該事業所における元経理責任者であったとしている元同僚も、申立人が、事業主と連絡が取れない間に当該事業所の事実上の責任者として、あらゆる取引先との交渉に当たっていたと供述している上、申立人は、前述した遡及訂正処理について、自らの

責任において行った旨の供述をしている。

このことを踏まえると、上記遡及訂正については、申立人が直接関与して行われたものと認めざるを得ないことから、申立人は、他の従業員とは異なり、自らの資格喪失日に係る訂正に同意しながら、当該行為の結果である訂正処理等の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。